(平成25年1月1日現在)

			(平成 25 年 1 月 1 日現在)	
1. 商品名	・ 変動金利定期預金<単利型>				
2. 販売対象	・ 法人および個人				
3. 期 間	・ 定型方式				
1年、2年、3年(法人限定)					
		・ 預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いがで			
	きます。				
4. 預入方法					
(1)預入方法	一括預入				
(2) 預入金額	1円以上1円単位				
(3)預入単位 5.払戻方法		・ 満期日以後一括して払い戻しします。			
6. 利 息	THE THE THE THE TANK IN COSTO				
(1) 適用金利	・ 預入後6ヶ月は預入時の店頭表示利率を適用し、預入日から6ヶ月毎に、当行が預入の際に掲示する自由金利型定期預金(M型)6ヶ月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。 ただし、預入金額1,000万円以上のものについては自由金利定期預金(大口定期				
) 6ヶ月ものを指標金利とします。(店頭またはインターネット上のホームページでご確認ください。)				
(2) 利払頻度	・ 中間利払日 (預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヶ月毎の応 当日) 以後および満期日以後に分割して支払います。				
	なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から中間利払 日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率〔利率を変更した時は変更後 の利率〕×70%、小数点第4位以下切捨て)により計算します。				
(3) 計算方法	・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。				
(4)課税方法	・ 法人のお客さま・・・・総合課税				
	個人のお客さま・・20.315%の源泉分離課税(国税 15.315%、住民税 5%)(注) (注) 平成 25 年 1 月 1 日から受け取る利息には、復興特別所得税が追加的に 課税されることになりました。				
7. 手数料	IN THE CAU OF C				
8. 付加できる	・ 個人の自動継続扱いものは、総合口座の担保とすることができます。				
特約条項	(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率) ・ 個人のものはマル優の取扱いができます。				
9. 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および以下の 預入期間に応じた中途解約利率(小数点第4位以下切り捨て)により計算した利 息ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数 および以下の預入期間に応じた中途解約利率(小数点第4位以下切り捨て)によ り計算した利息の合計額とともに払い戻します。				
	預入日から解約日までの期間	1年もの・2年もの	3年もの		
	① 6ヶ月未満	普通預金利率	普通預金利率		
	② 6ヶ月以上	約定利率×50%	約定利率×40%		
	③ 1年以上	約定利率×70%	約定利率×50%		
	④ 1年半以上		約定利率×60%		
	⑤ 2年以上		約定利率×70%		
	6 2年半以上				
	世十八二	<u> </u>	約定利率×90%		
10. その他参考	・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算				
となる事項					
	・ 中間利払日以後に中途解約があった場合は、中途解約利息が中間利息に満たない 場合は、中途解約利息を買って支払うものとします。ただし、中間利息を買に				
	場合は、中途解約利息を以って支払うものとします。ただし、中間利息を既に 支払った場合は、その差額は徴求しません。(伝票上、預金利息は「0」となります。)				
 11.預金保険法					
による保証	・ 本商品は預金保険の対象ですが、全額保護の対象ではありません。 (預金保険制度により保護される他の預金と合計して、預金者一人あたり一金 融機関毎に元本 1,000 万円迄とその利息が保護されます。)				
	「脚液肉斑にルギ1,00	27111年にてい	11心が「不暖です	ノム ソ 0 /	

12. 当行が契約して いる指定紛争解 決機関 一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室

0570-017109または03-5252-3772

受付日 月~金曜(銀行の休業日を除きます。)

受付時間 午前9時~午後5時